

八雲町遭難対策に関する実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、町内及び周辺地域（以下「町内等」という。）における遭難事故の防止及び予防についての啓蒙と、遭難事故が発生した場合の対応について必要な事項を定めることにより、町民、八雲町内滞在者及び旅行者（以下「町民等」という。）の安全の確保を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において「遭難事故」とは、町内等において自然を活用して行われる山菜採り、山歩き等の余暇活動により道迷い等の事故に遭遇することをいう。

(責務)

第3条 町は、町内等において遭難事故が発生し、捜索の要請を受けたときは、国又は北海道の機関、他の市町村、その他関係団体と連携し、遭難した者の捜索に努めるものとする。

- 2 町民等は、本人及び同行者の安全確保に、最大限努めなければならない。
- 3 町は、遭難事故防止のため、警告、啓発看板の設置等による啓蒙を図るものとする。

(遭難対策会議)

第4条 遭難事故が発生した際の対策を協議するため、八雲町遭難対策会議（以下「対策会議」という。）を置く。

- 2 対策会議は、次に掲げる者で構成する。
 - (1) 町長、副町長及び教育長
 - (2) 各課（室・局）長
 - (3) 八雲町消防本部消防長
 - (4) その他町長が特に必要と認める者
- 3 対策会議は、町長が招集し、会議の議長を務め、町長が不在のときは副町長（総務課担当）がその職務を代理する。
- 4 対策会議の庶務は、総務課において処理する。

(検索)

第5条 町は遭難事故が発生したとの連絡を受けたときは、警察等と連携し遭難現場において捜索救助活動に参加するものとする。

(捜索費用の負担)

第6条 前条に定める捜索救助活動に要する費用(以下「捜索費用」という。)については、次のとおり区分する。

- (1) 町職員の人件費
- (2) 町職員が行う捜索に直接要する消耗品費等
- (3) 町職員が行う捜索に直接要するその他の経費
- (4) ハンターの人件費
- (5) 捜索隊員等に供する食糧費
- (6) その他の経費

2 前項第1号から第3号までの捜索費用については、町負担とする。同じく第4号から第6号までの捜索費用は別表のとおりとする。

3 前項の規定により費用負担者が負担すべき捜索費用について、第7条による免除を行った場合は町の負担とすることができる。

(捜索費用の免除)

第7条 町長は、前条第2項に定める捜索費用について、費用負担者が特別な事情により費用の負担が出来ないと認める場合は、その費用を免除することができる。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年4月15日から施行する。

別表

区分	費用負担者	負担金額
ハンターの人件費	遭難事故にあった者又は捜索要請者	ハンターより請求があった額
捜索隊員等に供する食糧費	遭難事故にあった者又は捜索要請者	実費相当額
その他の経費	町長がその都度定める	町長がその都度定める